

国住指第3425号

平成19年12月17日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を
改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号。以下「改正法」という。）等の施行については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成19年6月20日付け国住指発第1332号）等により、その運用に係る細目及び運用方針を通知したところであるが、指定構造計算適合性判定機関を中心とした審査の円滑化を図るために、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記第1については、構造計算適合性判定機関の業務の効率化等について助言するものであり、貴都道府県知事指定の指定構造計算適合性判定機関、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、下記第2については、確認審査の円滑な実施等について助言するものであり、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して周知方お願いします。また、下記第2については貴都道府県知事指定の指定構造計算適合性判定機関に対しても参考までに周知方お願いします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 構造計算適合性判定機関の業務の効率化等について

（審査体制の効率化）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定については、公正かつ適確な実施を確保するために、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）第2第4項第1号の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関においては、原則として2名以

上の構造計算適合性判定員（以下「判定員」という。）によって審査を行うこととしてきたところであるが、改正法施行後の審査の実績等を踏まえ、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物）については1名の判定員により審査することとし、これら以外の建築物についても、当該建築物の構造上の特性により工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、耐力壁の剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等に関する審査以外の部分については、1名の判定員により審査することとして差し支えない。

また、構造計算適合性判定において行われる判定員の高度な専門知識等を必要としない構造計算書における数値の整合性の確認や申請者、設計者等への連絡等の作業については審査を補助する職員（以下「判定補助員」という。）を積極的に活用することにより審査の円滑化を図ること。

なお、上記の業務の実施方法を変更するに当たっては、法第77条の35の9第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程の変更認可を受ける必要がある場合が想定されるので、必要に応じて当該変更認可申請を行うこと。

（事前相談の活用）

指定構造計算適合性判定機関における事前相談については「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成19年9月25日付け国住指第2327号。以下「平成19年9月25日付け通知」という。）において既に通知しているところであるが、建築主事等においては、建築確認申請の際のほか、確認審査に係る事前相談の際に指定構造計算適合性判定機関の特定（平成19年9月25日付け通知における「指定構造計算適合性判定機関の特定」をいう。以下同じ。）を積極的に行い、指定構造計算適合性判定機関における事前相談が円滑に行われるように配慮すること。

（構造計算適合性判定制度の趣旨）

平成19年9月25日付け通知において既に通知しているとおり、構造計算適合性判定は、構造設計に係る推奨事項の採用の有無ではなく、建築基準関係規定に適合するか否かの観点から行うものであり、この趣旨をさらに徹底すること。

（申請者と指定構造計算適合性判定機関との連絡調整の円滑化）

構造計算適合性判定を行うために必要な文書については、必要に応じて建築主事等が指定構造計算適合性判定機関と連携して申請者に対して発出することとされているが（指針告示第2第4項第4号）、審査の円滑化の観点から、適宜、判定員又は判定補助員から直接申請者、設計者等に対して文書以外の方法によって説明を求めることができること。

(業務の適確な運営及び新たな指定構造計算適合性判定機関の指定の検討)

構造計算適合性判定の審査の円滑化の観点から、今後の審査件数の推移を勘案し、審査に支障が生じないよう、あらかじめ判定員の数を十分に確保する等業務の適確な運営について指定構造計算適合性判定機関を指導するとともに、新たな構造計算適合性判定機関の指定について検討すること。

第2 確認審査の円滑な実施等

(建築主事等における審査の実施)

法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により建築主事等が審査することとされている意匠図、構造図及び構造計算書相互の整合性については、指定構造計算適合性判定機関ではなく、建築主事等において確実に審査を行うこと。

(確認審査の体制の充実・強化)

建築主事等は、確認申請があったときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく確認審査を行わなければならないことから、例えば、関係職員に対する専門分野の教育等の措置を講ずることにより審査体制の充実・強化を図り、確認審査の円滑な実施を確保するよう努めること。

(指定構造計算適合性判定機関に対する審査日程等の事前通知)

指定構造計算適合性判定機関が審査を円滑に実施するために必要な体制を整備することができるようになるため、建築主事等は、構造計算適合性判定を求める必要がある建築物に係る建築確認申請があった場合には、できるだけ速やかに今後の審査日程等について指定構造計算適合性判定機関に連絡するとともに、当該審査日程に従って着実に手続を行うよう努めること。

以上